

## マイナンバーカードの取得について（案内）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が令和元年5月22日に公布され、令和3年3月よりオンライン資格確認が開始され、令和4年度中に概ね全ての医療機関において、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを用いた保険資格確認が可能になる予定です。

共済組合の組合員及びその被扶養者のみなさまにおかれては、将来のマイナンバーカードの利用のため、今回マイナンバーカードの申請についてご案内させていただきます。申請はマイナンバーカード申請用紙をご利用いただくか、パソコンやスマートフォンにてオンライン申請を行うこともできます。

なお、共済組合より発行している組合員証・被扶養者証については、引き続き健康保険証としてご利用いただけます。

詳しくは内閣府の「マイナンバーホームページ」  
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>をご覧ください。